

＊北海道公報		発行 北 海 道 編集 総務部人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385
目次		ページ
告 示		
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課）		21
○土地改良区連合の役員の退任の届出.....（農業施設管理課）		21
○土地改良法による道営換地処分.....（農業施設管理課）		21
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）		21
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）		21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）		22
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）		22
○道路の供用の開始.....（道路課）		23
○都市計画事業の認可.....（都市環境課）		24
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		24
告 示		
北海道告示第338号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。		
平成24年5月15日		
認可年月日 土地改良区名		北海道知事 高 橋 はるみ
平成24. 5. 1 ながめま土地改良区		
同 浦臼土地改良区		
北海道告示第339号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。		
平成24年5月15日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所		
平成24. 3. 31 理 事 小 西 辰 雄		江別市豊幌676番地
北海道告示第340号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、幌加内町幌加内南地区の換地処分をした。		
平成24年5月15日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第341号		
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。		
平成24年5月15日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1 保安林予定森林の所在場所		標津郡中標津町字養老牛386の2・388の2・390の1・390の5・393の1・393の2・395の1・406の1・407・408の1・590・727・728・731（以上14筆について次の図に示す部分に限る。）、387、403、725、726
2 指定の目的		土砂の流出の防備
3 指定施業要件		
(1) 立木の伐採の方法		
ア 主伐は、択伐による。		
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。		
(2) 立木の伐採の限度		次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）		
北海道告示第342号		
農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。		
平成24年5月15日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1(1) 保安林予定森林の所在場所		常呂郡置戸町字置戸284の1（次の図に示す部分に限る。）

る。) (2) 指 定 の 目 的 水源^{かん}の涵養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 保安林予定森林の所在場所 網走郡津別町字布川195の1 (次の図に示す部分に限る。) (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3(1) 保安林予定森林の所在場所 網走郡美幌町字栄森38の1 (次の図に示す部分に限る。) (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第343号 森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。	平成24年5月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 釧路市・白糠郡白糠町 (以上1市1町について次の図に示す部分^{かん}に限る。) (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 釧路市・白糠郡白糠町 (以上1市1町について次の図に示す部分に限る。) (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 天塩郡幌延町 (次の図に示す部分に限る。) の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに釧路市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第344号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成24年5月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 北見市 (次の図に示す部分に限る。)
---	---

の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 雨竜郡雨竜町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 北見市・雨竜郡雨竜町・紋別郡滝上町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 雨竜郡北竜町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。	北竜町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 北見市・雨竜郡北竜町・常呂郡訓子府町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに北見市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第345号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成24年5月15日 北海道知事 高 橋 はるみ
--	--

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日 道道 徹別原野釧路線 釧路市阿寒町共和39線63番1地先から 平成24. 5. 15 同市阿寒町共和39線63番1地先まで 北海道告示第346号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成24年5月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施 行 者 の 名 称 稚内市 2 都市計画事業の種類及び名称 稚内都市計画道路事業（3・4・16号緑・富岡環状通、 3・3・3号開運通及び3・4・10号栄通） 3 事 業 施 行 期 間 平成24年5月15日から平成30年3月31日まで 4 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 稚内市朝日1丁目、朝日5丁目、栄1丁目、栄5丁目、 新光町、萩見2丁目及び萩見5丁目地内	モノクロ 1枚から5,000枚まで 2.0円 5,001枚以上 2.0円 フルカラー 1枚から3,000枚まで 9.0円 3,001枚以上 9.0円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年2月10日付け北海道上川総合振興局告示第9号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局北部森林室管理課 (2) 所在地 中川郡美深町字東2条南4丁目
総 合 振 興 局 告 示 及 び 振 興 局 告 示	
北海道上川総合振興局告示第66号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年5月15日 北海道上川総合振興局長 越 前 雅 裕 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) デジタルフルカラー複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 数 量 1台並びに1月当たりモノクロ4,850枚及びフルカラー1,650枚 2 落札を決定した日 平成24年3月16日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区大通西6丁目1番地 4 落札金額 基本料金 100円	